

2011 年度活動報告

海法研究所は、2007 年 10 月の設立以来、「海法研究」、「国際交流」、「海法教育」の 3 つを柱としてその事業を展開してきている。実質的に 4 年目となる 2011 年度は、既存の研究会活動、大学院での社会人教育を継続したことに加えて、第 4 回東アジア海法フォーラムの開催など、それぞれの事業において着実な成果を挙げることができたものと考えている。

もともと、2011 年度は東日本大震災およびその後の混乱などのため、研究会の活動にもさまざまな影響を受けた。震災対応のために休止を余儀なくされた研究会もあるが、2012 年度はいずれも従来通りの活動を計画している。

2011 年度の研究所の主な活動は以下の通りである。

I. 海法研究

海法研究所は次の研究会を組織して、研究員を中心とした海法研究を継続している。

- (1) 判例研究会 判例研究会を公開で開催している。その成果は原則として早稲田法学において公表する。

・第 12 回：2011 年 5 月 21 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「船舶上の火災に対する失火責任法適用の可否」

報告者：長田 旬平 研究員（弁護士・海事補佐人）

・第 13 回：2012 年 3 月 24 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「コンテナ内の荷崩れ損害に対する海貨荷業者の責任」

報告者：福田 実主 研究員（弁護士）

・早稲田大学海法研究所・判例研究会

長田旬平「日本の領海外を航行中の船舶上で発生したコンテナ火災について失火責任法が適用された事例」早稲田法学 87 巻 1 号 131 頁

- (2) 外国海法研究会

①日中海法共同研究 中国・大連海事大学法学院（法学部）をパートナーとして、共通のテーマについて日中法の比較研究を行っている。

場 所：大連海事大学

テーマ⑦：運送人の責任制限

担当者：雨宮 正啓 研究員（弁護士）

張 智勇 弁護士

テーマ⑧：運送人の特定問題

担当者：箱井 崇史 研究員

朱 作賢 准教授（大連海事大学）

②所内研究 所内でも、中国海法の研究会を開催し、中国からの留学生による研究報告会を開催し、研究会での討論に基づき一部を海事法研究会誌（日本海運集会所刊行）において公表した。

・海法研究所外国海法研究会

張 秀娟 「船舶の衝突に関する中国最高人民法院規定の翻訳」 海事法研究会誌 213号 44 頁以下（2011 年 11 月）

史 恒志 「2011 年の中国油濁損害賠償事件に関する最高人民法院規定」 海事法研究会誌 214 号 58 頁以下（2012 年 2 月）

（3）船舶金融法研究会 2009 年度に船舶金融法研究会を立ち上げた。わが国のこの分野の代表的な実務家に参加いただき、定例の研究会を行っている。また、参加者には、社会人修士課程に設置している船舶金融法研究のゲスト講師としても出講いただいた。

・第 6 回：2011 年 4 月 23 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：造船所・オペレーター・船主の倒産と船舶金融

報告者：簗原建次弁護士（マリタックス法律事務所）

・第 7 回：2011 年 7 月 16 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：船舶担保権実行の実務

報告者：木村宏弁護士（弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所）

・第 8 回：2011 年 10 月 29 日（土）

場 所：早稲田大学

報告者：メキシコ湾 BP 暴噴油濁事故の振り返り

石油天然ガス開発に必要な保険

石油天然ガス開発のプロジェクト保険における Lender Requirement

(4) 船舶衝突法研究会 この研究会は、船舶衝突法に関する書籍刊行を目的として組織したものであり、4名の研究者と3名の実務家が参加している。船舶衝突に関する法実務と理論問題について、海上保険や海事刑法の専門家も加えて総合的な概説書を刊行する予定である。この企画には、日本郵船株式会社より、「ヘイエルダール記念事業」に採択され、助成金（2009年より3年間）を受けている。

(5) 海法史研究会 海法史研究会は、研究所設立時より、継続して、ローマ海法の日本語訳に取り組んできている。

(6) 海事刑法研究会 研究テーマを「海上における刑事法規制について」と設定して、研究会を継続している。この研究会は、海上保安大学校の教官3名を研究所研究員に迎えて共同研究を行っている。なお、2011年度中は、第6回目の研究会開催を3月中に予定していたところ、東日本大震災の影響で中止を余儀なくされた。その後、開催日程の調整をしたものの、それぞれの会員が大震災による他のスケジュールへの影響や所属の変更に伴う本務との調整がなかなかつかず、結局会員全員の日程をうまく調整できなかったため、2012年度に研究会を再開する予定である。

(7) 海上保険法研究会 2010年度に海上保険法研究会を立ち上げた。

・第7回：2011年10月1日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：①地震・津波損害にかかわるPI保険処理における課題

②地震・津波損害にかかわる貨物保険処理における課題

③その他

・第8回：2011年11月26日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：①イギリスはかわらない

報告者：関根 司

（チャールス・テイラー・コンサルティング・ジャパン 取締役）

②最近の日本の判例から

報告者：長田 旬平 研究員（弁護士・海事補佐人）

③イギリスの最近の判例から

報告者：森 明

(東京マリンクレームサービス 求償・代理店業務部 特命部長)

Ⅱ. 国際交流

(1) 東アジア海法フォーラム 海法研究所は、海法分野での東アジア諸国、とりわけ中国・韓国との定期的な交流を図るために、2008年に第1回の「東アジア海法フォーラム2008」を東京で開催した。幸いにもこの企画には、中国および韓国の強い賛同を得ることができ、持ち回りでの開催が合意された。2009年は、中国・大連海事大学にて第2回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、2010年は、韓国・高麗大学にて第3回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、海法研究所は代表団・報告者の派遣を行った。2011年は、これが一巡して、早稲田大学にて第4回の「東アジア海法フォーラム」を開催した。

・東アジア海法フォーラム2011（第4回）

開催日：2011年9月10日（土）・11日（日）

会 場：早稲田大学 小野記念講堂

① 記念講演

講演者 蔡 利植（高麗大学教授・前法科大学院長、IMO法律委員会前委員長）
司 玉琢（大連海事大学教授・元学長、万国海法会指名委員会委員）

② 講 演：日中韓における海法の動向

報告者：中国・単 紅軍（大連海事大学教授・法学院長）
韓国・金 炫（弁護士）
日本・相原 隆（関西学院大学教授）

コメント：江頭憲治郎（早稲田大学教授）

③ シンポジウムⅠ：海事事件における準拠法・裁判管轄に関する諸問題

報告者：中国・陳 柚牧（弁護士）
韓国・姜 宗求（弁護士）
日本・池山 明義（弁護士、早稲田大学講師）

④ シンポジウムⅡ：国際複合運送契約立法に関する諸問題

報告者：中国・郭 萍（大連海事大学教授）
韓国・金 仁顯（高麗大学教授）
日本・小塚 莊一郎（学習院大学教授）

(2) 日中海法共同研究講演会 日中海法共同研究は、日本と中国で開催しているが、日本開催の機会には、公開で講演会および懇親会を開催し、広く国際交流の機会を提供している。

Ⅲ. 海法教育

海法研究所では、設立以来、大学院レベルの海法教育を実施する準備を行ってきたが、早稲田大学大学院法学研究科において、研究所研究員 3 名を講座責任者とする社会人対象の研究課題「国際海事問題の実務と法」を立ち上げ、2009 年度から開講した。この講座は、わが国ではじめての海法を中心とした科目による修士課程（LLM）コースである。2011 年度は、海運会社、保険会社などから 3 名が正規の修士課程に入学した。

①海法関連科目

海法総論・海商法（商法研究Ⅰ・Ⅱ）、傭船契約法研究（Ⅰ・Ⅱ）、船舶金融法研究、海上安全論、海上保険法研究、海上売買契約法研究、国際海事争訟論、海事政策研究

②修了者論文テーマ

宮廣好一「海上物品運送契約における『ヒマラヤ条項』の人的対象範囲——港湾荷役業者等の運送契約上の免責条項の援用を中心として——」

Ⅳ. 寄付金受入れ

2011 年度

9 件 3,750,000 円（うち、390,000 円は早稲田大学に管理費として納入）

（日本郵船ヘイエルダール記念事業助成費を含む）

※ 寄付金は海法研究所を指定する早稲田大学への寄付金であり、入出金の管理はすべて早稲田大学（総合研究機構）が行っている。当研究所の 2011 年度決算は、総合研究機構より報告される。

Ⅴ. 研究所人事

左合輝行氏（弁護士、岡部・山口法律事務所）は、2011 年 5 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

福田実主氏（弁護士、北浜法律事務所東京事務所）は、2011 年 7 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

新谷一朗氏（海上保安大学校講師）は、2011 年 7 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

長田旬平氏（弁護士、TMI 総合法律事務所）は、2011 年 11 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

笹岡愛美氏（流通経済大学専任講師）は、2011 年 11 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

金仁顯氏（高麗大学教授）は、2011 年 11 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

以 上